

第1期中期目標期間の教育研究評価の確定方法の方向性について（案）

教育研究評価の確定方法は、教育研究の特性を踏まえ、評価作業の負担の軽減のための工夫を図りつつ、平成20年度に実施した平成16～19年度の業務実績についての評価（以下「平成16～19年度の評価」という）の方法を基本的に踏襲することとしてはどうか。

(1) 中期目標の達成状況評価

- 評価は、平成16～19年度の評価結果を変更する必要があるかどうかの確認を中心とし、平成20年度、平成21年度の実績を調査・分析し、中期計画の進捗状況を確認することとしてはどうか。
- 評価作業は、書面調査のみで行うこととしてはどうか。（訪問調査は実施しない）
- 書面調査は、達成状況報告書及び大学情報データベース等を基に実施することとしてはどうか。
- 達成状況報告書は、評価作業の負担軽減の観点から、
 - ・ 平成20年度、平成21年度における中期計画の進捗状況（計画の実施状況や得られた成果）
 - ・ 平成16～19年度の評価において「改善を要する点」として指摘した事項についての改善状況について記載を求めることとし、中期目標（小項目、中項目）の達成状況の判断や特記事項（優れた点、改善を要する点、特色ある点）の記載は求めないこととしてはどうか。
- 実施体制については、達成状況判定会議を編成するとともに、評価作業に応じた評価者数で対応することとしてはどうか。

(2) 学部・研究科等の現況分析

- 対象となる学部・研究科等は法人の意向を踏まえて国立大学法人評価委員会が定める組織とする。
- 現況分析は、平成 16～19 年度の評価結果を変更する必要があるかどうかの確認を中心とし、平成 20 年度、平成 21 年度の実績を調査・分析し、行うこととしてはどうか。
- 現況分析の作業は、書面調査のみで行うこととしてはどうか。（訪問調査は実施しない）
- 書面調査は、平成 20 年度以降に設置された学部・研究科等を除き、現況調査表の提出を改めて求めることなく、大学情報データベース等を基に実施することとしてはどうか。
- 実施体制については、現況分析部会を編成するとともに、分析作業に応じた評価者数で対応し、研究業績の判定を行う研究業績判定組織は設けないこととしてはどうか。